

# 井戸の設置（新設）届出について

## 1 届出の種類について

設置しようとする揚水機（水中ポンプ等）の吐出口（揚水管含む）の断面積（口径）によって、次の届出と報告があります。

この場合の揚水機とは、動力を用いるものをいいます。

ア 県条例 静岡県地下水の採取に関する条例（昭和53年1月31日施行）  
（岳水協の地下水利用対策委員会の審査案件となる）

イ 市条例 富士市地下水の採取に関する条例（平成15年9月2日施行）

ウ 報 告

## 2 断面積（口径）、届出部数について

	県 条 例	市 条 例	報 告
断 面 積 (口 径)	14cm <sup>2</sup> 超 (42.2 mm)	5 cm <sup>2</sup> 以上 14cm <sup>2</sup> 以下 (25.2 mm) (42.2 mm) ※県条例指定地域以外は 5 cm <sup>2</sup> 以上	5 cm <sup>2</sup> 未満 (25.2 mm)
届 出 日	工事着手予定日の60日前 までに届出	工事着手予定日の30日前 までに届出	特に定めはない が、事前に届出
届出部数	4部（届出者、県、市、 協議会）	2部（届出者、市）	市条例に同じ

## 3 採取量等について

	岳南地域 区域区分	揚水機吐出口断 面積(cm <sup>2</sup> ) 直径(mm)	採取する地下水の量 毎分量(m <sup>3</sup> /分) 日 量(m <sup>3</sup> /日)	ストレーナーの位置 (地表面下)	揚水設備相互間の 距離(m)
県 条 例	①（富 士）	37 69以下	0.40 576以下	150m以深	37cm <sup>2</sup> 以下：150以上 22cm <sup>2</sup> 以下：100以上
	②（ ” ）	15 44以下	0.15 216以下	150m以深	15cm <sup>2</sup> 以下：100以上
	③（ ” ）	37 69以下	0.40 576以下		37cm <sup>2</sup> 以下：150以上 22cm <sup>2</sup> 以下：100以上
	⑤（ ” ）	37 69以下	0.40 576以下		37cm <sup>2</sup> 以下：150以上 22cm <sup>2</sup> 以下：100以上
	④（富士宮）	15 44以下	0.15 216以下		15cm <sup>2</sup> 以下：100以上
	⑥（ ” ）	52 82以下	0.65 936以下		52cm <sup>2</sup> 以下：300以上 37cm <sup>2</sup> 以下：200以上 22cm <sup>2</sup> 以下：100以上
	⑦（ ” ）	22 56以下	0.25 360以下		22cm <sup>2</sup> 以下：100以上
	⑧（ ” ）	37 69以下	0.40 576以下		37cm <sup>2</sup> 以下：150以上 22cm <sup>2</sup> 以下：100以上
	⑨（旧富士川町 ・旧蒲原町）	15 44以下	0.15 216以下		15cm <sup>2</sup> 以下：100以上
	⑩（旧蒲原町）	52 82以下	0.70 1,008以下		52cm <sup>2</sup> 以下：150以上
市 条 例	県条例指定 地域	5~14 25.2~42.2以下	0.14 201.6以下		出来る限り県条例に準 じ、100mを基本とし、 隣接井との相互干渉を 避ける
	県条例指定 地域以外	5以上 25.2以上			
報 告		5 25.2未満	0.14 201.6以下		